

「経営事項審査」制度の改正について

(平成20年2月1日)

国土交通省は、公共工事の元請となる建設業者が受けなければならない「経営事項審査」の審査基準を大幅に改正するため、1月31日付けで建設業法施行規則の一部を改正する省令を公布しました。

今回の改正は、この審査制度を公共工事の企業評価における「物差し」として公正で実態に即した評価基準として確立し、生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押しすることが目的(国土交通省の「経営事項審査制度の改正について」より)で、本年4月1日より施行されます。審査基準の主な改正点は次のとおりです。

1. 評価項目および基準の見直し

(1) X1(完成工事高)・X2(自己資本額・職員数)について

完工高、利益、資本ストックをバランス良く加味した規模評価を行う。

X1の完工高のウエイトを0.35から0.25に、上限金額を2千億円から1千億円に、評点幅の下限を580点から390点に引き下げ

X2のウエイトを0.1から0.15に引き上げ、職員数の評価項目を廃止し、新たな評価項目として利払前税引前償却前利益を追加

X2の自己資本額、利払前税引前償却前利益ともに絶対額で評価

(2) Y(経営状況)について

企業実態を的確に反映した経営状況評価を行う。

負債抵抗力、収益性、効率性、財務健全性、絶対的力量を評価できる8指標の新評価体系を設定

企業実態に即した評点分布となるよう(ペーパーカンパニーや小規模企業において高すぎる評点とならないよう)各指標の上限下限、評点計算式を見直し

会計法上の大会社で有価証券報告書提出会社については、経営状況を連結財務諸表を用いて評価

(3) Z(技術職員数)について

よりの確な技術力評価を行う。

ウエイトを0.2から0.25に引き上げ

新たな評価項目として元請完工高を追加

従来1級技術者5点、2級技術者2点、その他1点のほか、新たに1級技術者で監理技術者資格者証の交付を受けた者が監理技術者講習を受講した場合は6点、登録基幹技能者講習を修了した者(新登録制度発足の関係で対象者は今秋に誕生する見込み)は3点の2分類を追加

技術職員のカウントを1人2業種までに制限

技術職員数における激変緩和措置を廃止

(4) W(社会性等)について

社会的責任の果たし方によって差のつく評価を行う。

労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大するとともに、W全体の評点を引き上げ

法令遵守状況を評価対象に追加

会計監査人の設置等、経理の信頼性向上の取組みを評価

2. その他

(1) 虚偽申請防止の徹底

虚偽申請を行いにくい制度設計

虚偽申請に対するペナルティの強化

(2) 企業形態の多様化への的確な対応

経営状況の連結評価

新たな企業集団評価制度の創設

(3) 経営事項審査提出書類の見直しによる負担軽減

新審査基準の施行に向け、本年3月頃に合併等特殊審査に係る通知、新たな企業集団評価制度に係る通知、建設業者の不正行為等に対する監督処分についての通知が出される予定です。また、施行日の本年4月1日より120日間を再審査の申立期間とすることとされています。

国土交通省の関連情報検索

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010131_.html

以上